

市政だより
おしらせ版 **天草**
AMAKUSA

平成19年
9
No.35 **15**

編集発行／熊本県天草市役所
総務部秘書課広報広聴係
〒863-8631 天草市東浜町8番1号
TEL 0969-23-1111内線1208
FAX 0969-22-7016
ホームページアドレス
<http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/>

問い合わせ先

本庁

天草市役所・市庁舎別館 ☎ 231111

支所

牛深 ☎ 732111

有明 ☎ 631111・御所浦 ☎ 672111

倉岳 ☎ 643111・栖本 ☎ 663111

新和 ☎ 462111・五和 ☎ 321111

天草 ☎ 421111・河浦 ☎ 761111

就業構造基本調査にご協力を!

10月1日現在で、就業構造基本調査を実施します。この調査は、国民の就業に関する状況や要望などを把握するために実施するものです。調査結果は国や県、市が雇用政策や経済政策などを立案する際の基礎資料として役立てられます。

調査の対象となった世帯には、調査員証を携行した統計調査員が伺いますので、調査へのご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

本庁・企画課統計調査係
(内線1312)

9月は国民健康保険税、介護保険料の納期です。
忘れずに納めましょう!

秋の全国交通安全運動 9月21日(金)~30日(日)

〔高齢者の交通事故防止〕

高齢者の交通事故が多発しています。市内では、今年1月から8月までに交通事故で4人が亡くなっていますが、全員が高齢者です。これらの事故は、道路横断中や自転車・バイク乗用中に起きたもので、高齢者は自分自身の身体機能の低下を自覚することが大切です。一方、運転者の皆さんは高齢者に対する思いやりのある運転をお願いします。また、高齢の運転者は高齢運転者標識(高齢者マーク・通称「紅葉マーク」)を車に付けましょう。改正道路交通法(6月20日公布)により、75歳以上の高齢者は高齢者マークの表示が義務化されます。

〔飲酒運転の根絶〕

昨年8月、飲酒運転の車による追突が原因で、幼い子ども3人が亡くなるという悲惨な事故が福岡市で起こりました。飲酒運転は最も悪質で危険な運転行為です。「飲んだら乗らない、飲むなら乗らない」を徹底し、家庭や職場などでも飲酒運転をしない・させない環境をつくりましょう。改正道路交通法でも9月19日から飲酒運転などの罰則が強化されます。

〔夕暮れ時と歩行中・自転車乗用中の交通事故防止〕

夕暮れ時や夜間の歩行・自転車乗用中の交通事故を防止するため、反射材などを利用しましょう。

〔シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底〕

改正道路交通法により、車の後部座席のシートベルトについても着用が義務化されます。車に乗るときはすべての座席でシートベルトを着用しましょう。また、チャイルドシートも正しく着用しましょう。

【問い合わせ先】本庁・防災交通課交通防犯係(内線1233)

または各支所・総務振興課

ゴミ収集日を変更します

9月17日(日)(敬老の日)と同24日(日)(秋分の日)の振替休日のゴミ収集日を変更します。

	対象地区	変更前	変更後
本 渡	燃やせるゴミ		
	月曜日に収集予定の地区	9月17日(日)	9月18日(月)
		9月24日(日)	9月25日(月)
	燃やせないゴミ		
	古川、下町、宮地岳町全域	9月17日(日)	9月19日(火)
	志柿町(瀬戸上、瀬戸中央、知ヶ崎、加志、仲ノ浦、瀬戸町)	9月24日(日)	9月26日(火)
	資源物		
	志柿町(塚田、焼野、瀬戸上、瀬戸中央、知ヶ崎、加志、仲ノ浦、瀬戸町) 下浦町全域	9月17日(日)	9月15日(土)
	古川、下町、本町全域、宮地岳町全域	9月24日(日)	9月22日(土)
	燃やせるゴミ		
牛 深	月曜日に収集予定の地区	9月17日(日)	9月18日(月)
		9月24日(日)	9月25日(月)
有 明	燃やせるゴミ		
	東地区 (楠甫、大浦、須子、赤崎、下津江)	9月17日(日)	9月18日(月)
		9月24日(日)	9月25日(月)
新 和	資源物		
	楠甫、下津浦	9月17日(日)	9月19日(火)
新 和	燃やせるゴミ		
	A地区(大多尾、宮南、宮地浦、切越、諏訪)	9月17日(日)	9月18日(月)
		9月24日(日)	9月25日(月)

【問い合わせ先】本庁・環境課廃棄物対策係(内線1272)